

利益相反マネージメントポリシー

平成23年6月28日制定

平成26年6月1日 改訂

1. 目的

公益財団法人新産業創造研究機構（以下、「機構」という。）は、研究成果を社会に普及させるため、企業や大学等との連携による共同研究や技術指導、知的財産権等の産業界への技術移転や技術相談・研修・支援等の活動（以下、「諸活動」と呼ぶ。）を積極的に行っている。これらの諸活動は機構が社会からの多様な要請に応じて課題の解決に貢献していくための重要な手段の一つであり、今後ともその拡充を図っていく必要がある。

しかし、企業に対する諸活動は特定企業を利するという側面があり、活発に活動を行うにつれ、外部から役職員の本務が十分に果たされていないのではないか、あるいは、公益財団法人の役割が十分に果たされていないのではないかという疑義が生じる可能性が高まる。

機構は、このような状況を回避し、諸活動を通じて社会に貢献するための環境を整備することを目的に本ポリシーを策定する。

2. 基本的考え方

機構は社会的貢献を目指す諸活動から生じうる利益相反の状況を把握し、利益相反発生の未然防止の取組みや必要な措置を行うなど、役職員が安心して諸活動に取り組める環境を整備する。また、社会から説明を求められた場合には、必要な説明責任を果たし、機構の社会的信頼を維持する。

3. 定義

「利益相反」とは、中立の立場で諸活動を行わなければならない役職員が、自己や第三者の利益を図り、依頼者等の利益を損なう行為をいう。また、その行為により役職員の本務に支障を与える可能性を生じている状態を含む。

4. 対象者

機構の役職員（常勤の役員、常勤・非常勤の職員、契約等に基づき機構に労務を提供する者および技術アドバイザーをいう）

5. 対象となる活動

（1）機構の諸活動に係る以下の事項

- ① 企業や大学等との連携による共同研究、技術指導等
- ② 知的財産権等の実施許諾、譲渡等の技術移転等
- ③ 企業の技術相談および企業への研修・技術支援等
- ④ ①、②、③の相手方に対する機構の施設、設備等の提供等
- ⑤ ①、②、③の相手方からの依頼により、機構が相見積を伴わない相手方からの物品の購入、役務購入等
- ⑥ その他、機構に何らかの便宜を供与する者に対して、機構が何らかの便宜を供与する場合

(2) 役職員の職務と関連のあるベンチャー企業等への出資、役員就任等

6. 方針

役職員からの情報開示等に基づいて、客観的事実を確認し、役職員の本務が果たされているかを審議するとともに、必要に応じて、状況を継続的にモニタリングし、要すれば透明性及び公平性を確保するための改善策を講じるために、以下の方策を講じる。

(1) 情報開示システムの構築

研究開発、技術移転、技術支援など「5. 対象となる活動」に規定する諸活動に参加している、又は参加する予定のある役職員は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、速やかにコンプライアンス委員会に自己申告し、その情報を開示する。

機構の規程等に従い、決裁等の手続きを経て資金や物品の提供や報酬を受ける場合は除く。なお、理事が、機構との競業行為や直接または間接の利益相反取引を行う場合は、理事会で過半数（利益相反取引）の承認を得なければならない

- (i) 当該役職員が、諸活動の相手先企業から資金、物品等の提供を個人的に受ける場合
- (ii) 当該役職員あるいは当該役職員の配偶者または生計を一にする家族が、諸活動の相手先企業から報酬等を得る、あるいは相手先企業の株式等を保有して個人的な経済的利益を得る場合
- (iii) 当該役職員あるいは当該職員の配偶者または生計を一にする家族が、当該役職員の職務と関連するベンチャー企業等に出資あるいは役員等に就任する場合
- (iv) 当該役職員が、各事業の実施要綱等に規定された限度以上に、無償あるいは廉価で企業支援を行う場合

(2) 利益相反取引の調査・審議・モニタリング

コンプライアンス委員会は利益相反に関する基本事項の審議及び利益相反に関する審査等を行う。統括責任者は調査・モニタリング業務等を円滑に行うため、事務局内で利益相反事務担当者（以下、「事務担当者」という。）を指名する。

事務担当者及び委員会は以下の業務を行う。

- ・ 事務担当者は、役職員から自己申告された情報に基づき客観的事実を確認し、コンプライアンス委員会に報告する。
- ・ コンプライアンス委員会は、事務担当者からの報告に基づいて、役職員の本務が果たされているか、活動の公正性が保たれているか等を審議する。
- ・ 事務担当者は、継続的に利益相反に係る活動をモニタリングし、コンプライアンス委員会に状況を報告する。
- ・ コンプライアンス委員会は、事務担当者からの報告に基づいて、必要に応じて、透明性及び公平性をさらに高めるための適切な改善策を提示する。
- ・ 役職員は、提示された改善策に不服がある場合は、再審査を請求することができる。コンプライアンス委員会は、再審査した結果を理事長に報告し、理事長が最終的に決定する。役職員はこの決定に従わなければならない。

- ・コンプライアンス委員会は、利益相反に係る自己申告の有無にかかわらず、利益相反に関する疑義が生じた場合は、対象となる案件に関する調査することができる。

(3) 上記の活動をより一層有効にするための施策

利益相反セミナー等を開催し、利益相反に対する考え方や対応方法等の情報を提供し、役職員の意識向上を図る。

平成 26 年 6 月 1 日：コンプライアンス委員会にて利益相反について調査・審議を行うこととし、利益相反委員会を設置しないこと変更。

以上